

2020年5月20日

各位

会社名：ノーリツ鋼機株式会社
代表者名：代表取締役CEO 岩切 隆吉
(コード：7744 東証第1部)
問合せ先：執行役員CFO 横張 亮輔
(TEL：03 - 3505 - 5053)

決算期（事業年度の末日）の変更および定款一部変更に関するお知らせ

ノーリツ鋼機株式会社（以下「当社」）は、2020年5月20日開催の取締役会において、決算期（事業年度の末日）の変更および定款一部変更について2020年6月19日開催予定の第65期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 決算期変更の理由

当社は、2020年4月3日付「AlphaTheta株式会社（旧 Pioneer DJ 株式会社）の株式取得完了のお知らせ」にて公表いたしましたとおり、音楽・エンターテインメント向け音響・機器事業を展開するAlphaTheta株式会社を買収いたしました。同社は、グローバルに事業を展開し、事業ビジョンとしてNo.1/Only1を掲げる当社グループにおける、中核企業であります。こうした中、グローバルな事業展開を中心としたグループ運営の推進、及び経営計画の策定や業績管理など経営及び事務運営の効率化を図ることに加え、すでに当社にて適用している国際財務報告基準（IFRS）に規定されている連結会社の決算期統一の必要性にも対応するため、決算期の変更を行うことといたしました。

2. 決算期変更の内容

現在：毎年3月31日

変更後：毎年12月31日

決算変更の経過期間となる第66期事業年度は、2020年4月1日から2020年12月31日までの9ヵ月決算となる予定です。

3. 今後の見通し

決算期変更の経過期間となる第66期（2020年4月1日から2020年12月31日まで）の業績見通しにつきましては、期間に対応した修正を行った後、詳細が確定次第お知らせいたします。

4. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

決算期（事業年度の末日）の変更に伴い、定時株主総会の招集時期を毎年3月に、定時株主総会の議決権の基準日を毎年12月31日に、期末配当の基準日を毎年12月31日に、中間配当の基準日を毎年6月30日にそれぞれ変更するものであります。また、事業年度の変更にかかる経過的な措置として、附則を設けるものです。

(2) 変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 3 章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は、毎年<u>6月</u>にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>3月31日</u>とする。</p> <p>第 6 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第33条 当社の事業年度は、毎年<u>4月1日</u>から<u>翌年3月31日</u>までの1年とする。</p> <p>(期末配当及び基準日)</p> <p>第34条 当社は、毎年<u>3月31日</u>を基準日として、定時株主総会の決議をもって、株主又は登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(中間配当及び基準日)</p> <p>第35条 当社は、毎年<u>9月30日</u>を基準日として、取締役会の決議をもって、株主又は登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当をすることができる。</p> <p>附 則</p> <p>第 1 条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第 3 章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は、毎年<u>3月</u>にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>12月31日</u>とする。</p> <p>第 6 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第33条 当社の事業年度は、毎年<u>1月1日</u>から<u>12月31日</u>までの1年とする。</p> <p>(期末配当及び基準日)</p> <p>第34条 当社は、毎年<u>12月31日</u>を基準日として、定時株主総会の決議をもって、株主又は登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(中間配当及び基準日)</p> <p>第35条 当社は、毎年<u>6月30日</u>を基準日として、取締役会の決議をもって、株主又は登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当をすることができる。</p> <p>附 則</p> <p>第 1 条 (現行どおり)</p> <p><u>(事業年度に関する経過措置)</u></p> <p>第 2 条 <u>第33条の規定にかかわらず、第66期の事業年度は、2020年4月1日から2020年12月31日までとする。</u></p> <p><u>(中間配当の基準日に関する経過措置)</u></p> <p>第 3 条 <u>第35条の規定にかかわらず、第66期の事業年度の中間配当の基準日は、2020年9月30日とする。</u></p> <p><u>(附則の消滅)</u></p> <p>第 4 条 <u>附則第2条から第4条までの規定は、第66期事業年度に関する定時株主総会終結の時をもってこれを削除する。</u></p>

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 2020年6月19日(予定)

定款変更の効力発生日 2020年6月19日(予定)

以上